

消防員装具に対する日本籍船舶の特別要件に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編

改正事項

消防員装具に対する日本籍船舶の特別要件に関する事項

改正理由

消防員の通信手段として消防員用持運び式無線通信装置の船上への備え付けを義務付ける SOLAS 条約第 II-2 章第 10.10.4 規則が採択された。本規定については、2014 年 7 月 1 日に発効しており、既に本会規則に取り入れられている。本規定に関し、船舶検査心得においては、車両積載区域を有する船舶であって、総トン数 100 トン未満の船舶については、消防員用持運び式無線通信装置の備え付けが参酌されている。

また、消防員用呼吸具のための予備シリンダーの本数を定める SOLAS 条約第 II-2 章第 10.2.5 規則の要件について、既に本会規則に取り入れられているが、この要件に関しても、船舶の消防設備の基準を定める告示において、予備シリンダーの本数が参酌されている。

今般、船舶検査心得及び船舶の消防設備の基準を定める告示との整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 車両積載区域を有する船舶であって、総トン数 100 トン未満の船舶においては、消防員用持運び式無線通信装置を省略できる旨規定した。
- (2) 車両積載区域を有する船舶であって、総トン数 500 トン未満の船舶又は航路制限のある船舶においては、再充填できる装置を備え付けない場合であっても予備シリンダーは 1 本としてよい旨規定した。